

平成30年度答申第32号
平成30年9月5日

諮問番号 平成30年度諮問第14号（平成30年6月12日諮問）
審査庁 法務大臣
事件名 婚姻届書の記載事項証明書交付請求に対する不交付決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯

- (1) 審査請求人X（以下「審査請求人」という。）は、平成29年12月21日、A法務局長（以下「処分庁」という。）に対し、戸籍法（昭和22年法律第224号。以下「法」という。）48条2項に基づき、審査請求人の長男であるPとその配偶者のQ（以下「Pの妻」という。）の婚姻届書（平成21年5月26日届出。以下「本件婚姻届書」という。）に係る記載事項証明書の交付請求（以下「本件交付請求」という。）を行った。
- (2) 処分庁は、平成30年2月2日付けで、審査請求人が法48条2項の要件を満たしていることを確認できないことを理由として、本件婚姻届書の記載事項証明書を交付しない旨の決定（以下「本件不交付決定」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成30年3月18日付けで、審査庁に対し、本件不交付決定を取り消すことを求めて審査請求した。
- (4) 審査庁は、平成30年6月12日、当審査会に対して、本件審査請求は棄

却すべきであるとして諮問した。

以上の事案の経緯は、審査請求書、弁明書、審査請求人の戸籍謄本（全部事項証明書）、届書記載事項証明請求書、決定書、審理員意見書及び諮問説明書から認められる。

2 関係する法令の定め

法48条2項は、利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができる旨を定める。

法113条は、戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、利害関係人は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請することができる旨を定める。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、本件婚姻届書の本人Pの実父であることから、法48条2項の「利害関係人」に該当する。そして、審査請求人の戸籍謄本の除籍欄に記載されたPの妻（C国人）の氏名が間違っているのではないかとの疑義があることから、戸籍訂正審判申立（法113条）をするために本件交付請求をしたのであり、本件交付請求には、同項の「特別の事由」がある。

B市は、職権で、戸籍記載事項の訂正の要否を確認するために、処分庁が保管するP夫婦の婚姻届とその添付書類の内容に係る照会業務をすることができるにもかかわらず、A法務局戸籍課係長は、そのような照会業務はないとして同市の照会業務を封じた。A法務局戸籍課係長がB市の照会業務を封じた根拠として考えられるのは、長男の婚姻届にある間違いをA法務局以外の役所等にも知られたくないためである。

また、Pの妻によりマインドコントロールされたPの自殺の危惧（Pの妻の発言から生命保険への異常なこだわりを察した。）があること、P及びPの妻は審査請求人との連絡を一切絶っていること、Pの妻は審査請求人の戸籍謄本を委任状なく取得することができ、これを使用して消費者金融等から借入れすることができることなどから、利害関係人である審査請求人は「特別の事由」を有している。

以上によれば、本件交付請求は、法48条2項の要件を充足するものであるから、本件不交付決定は違法であり、取り消されるべきである。

- (2) 本件不交付決定に係る決定書には、その理由として、「交付請求者が戸籍法第48条第2項の要件を満たしていることを確認することができないた

め。」との記載しかなく、これは請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものと認められないもので、不交付の理由の根拠が示されているとはいえないから、本件不交付決定の理由の提示には瑕疵がある。

なお、A法務局の戸籍課長は、平成28年8月29日、審査請求人が、本件交付請求以前に行った婚姻届書に係る記載事項証明書の交付請求に対する不交付決定の決定書を受け取りに行った際に、審査請求人と1時間を超える話合いの機会をもったのに、その中で「特別の事由」に関する助言は一言もなく、利害関係人である審査請求人の資質を問うような発言に終始していたものであり、「特別の事由」の有無を決定する決裁者としての資質が疑われるところである。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は、審理員の意見と同じであるとしているところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

1 本件の主な争点

審査請求人は、本件婚姻届書により夫として婚姻の届出をしたPの父であるから、本件交付請求に関して、法48条2項に規定する利害関係人に該当するところ、本件の主な争点は、同項に規定する「特別の事由」があるか否かである。

2 本件不交付決定の適法性

(1) 法48条2項に規定する「特別の事由」の有無について

法48条2項に規定する「特別の事由」とは、戸籍又は除籍に記載されている事項以外の届書類及び添付書類に記載された事項で、届書類等の閲覧又は証明を得なければ判明しないものについて、それを利用しなければ、利害関係人の意図する権利行使ができないような事由をいうと解される。

しかし、審査請求人が主張する、審査請求人の戸籍に記載されているPの妻の氏名が、本国の公的証明書に記載されている氏名と異なっているという疑義については、いまだそれを客観的に裏付ける証拠がなく、本件全資料によっても、そのような相違の存在は、明らかになっていない。そして、法48条2項が、利害関係人による記載事項証明の請求について、特別の事由がある場合に限り行うことができるとしている趣旨には、届出人のプライバシーの保護が含まれていることも踏まえると、上記の審査請求人の疑念をもって、同項に規定する特別の事由があるということとはできない。

なお、B市がA法務局に対し婚姻届書の記載事項証明の交付を請求する場

合であっても、かかる交付請求が認められるためには、法48条2項に規定する特別の事由が存在する必要があるのであるから、審査請求人は、B市がA法務局に対し照会を行わなかったのは間違いがあつてそれを知られたくないためであつたと主張するが、そのような氏名の相違があつたと認めることはできない。

さらに、審査請求人は、Pがその妻からマインドコントロールを受けている旨を主張するが、本件の争点は、飽くまで、特別の事由の有無、すなわち、本件婚姻届書の記載事項証明の交付を受けなければ、審査請求人が意図する権利行使ができないような事由の有無であるところ、本件婚姻届書の記載事項証明の交付を受けることにより審査請求人の主張する危惧に対処するための権利行使が可能になるという関連性が明らかではなく、同主張は、特別の事由を基礎付けるものであるということとはできない。

よって、本件交付請求につき、法48条2項に規定する「特別の事由」は認められない。

(2) 理由提示の瑕疵の有無について

本件不交付決定に係る決定書における「(理由) 交付請求者が戸籍法第48条第2項の要件を満たしていることを確認することができないため。」との理由の記載は、同項の規定する、利害関係人が特別の事由がある場合に限り届書等の閲覧請求又は記載事項証明の請求をすることができるとの要件を指していることは明らかである。

また、本件においては、審査請求人が本件交付請求に関して利害関係人に当たることは明白であるため、上記の理由が、法48条2項の要件のうち「特別の事由がある場合」であることを確認できないことを意味することも明らかである。

よって、本件決定の理由の記載に瑕疵があるとは認められない。

3 結論

以上によれば、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第3 調査審議の経緯及び審査関係人の補充主張

1 調査審議の経緯

当審査会は、平成30年6月12日、審査庁から諮問を受けた。その後、当審査会は、同年7月5日、同月12日、同年8月2日及び同月30日の計4回の調査審議を行った。

また、審査請求人から、平成30年6月30日付け及び同年8月7日付けで

主張書面を、審査庁から、同年7月11日付け及び同月25日付けで主張書面及び資料の提出を受けた。

2 審査請求人の補充主張

- (1) 審査請求人は、戸籍訂正許可等の審判の申立てのためには本件婚姻届書に係る記載事項証明書が必要となるとの理由を具体的に明示して請求しているのであるから、本件交付請求について「特別の事由」が認められることは明らかである。
- (2) 法48条2項で規定する要件の「利害関係人」については主に許容性、「特別の事由」については主に「必要性」を念頭に置いたものと考え、と解されている（「戸籍888」69ページ参照）ことからして、「特別の事由」の判断基準においてプライバシーの保護は踏まえる必要はなく、審理員は「特別の事由」について誤った理解をしている。
- (3) 届出事件本人や利害関係人の中でも届出事件本人に近い親族に対しては、届出事件本人のプライバシーの保護を図る必要がないと解されていることから、審理員の意見は誤っている。
- (4) 審査請求人が交付を求める記載事項証明書は、Pの妻（C国人）の氏名の戸籍訂正のためであるから、婚姻届に添付されたC国官憲発給の基本証明書、婚姻関係証明書及び家族関係証明書それぞれの原本の写しのみで足り、婚姻届のうち戸籍に記載されていない事項である初婚・再婚の別等の個人情報を得ることを目的としていない。
- (5) 処分庁等から提出された資料をみても、法48条2項の「特別の事由」の判断に「客観的に裏付けられる証拠」が必要であるとの審査庁の主張を裏付けると解されたものはない。
- (6) B市から処分庁への照会業務に関連して、いくつかの法務局に照会したところ、「外国人の氏名で翻訳文が間違っているかもしれない、間違っていたら戸籍訂正をしなければいけない」との請求理由であれば、役所での事実確認を要するため婚姻届書とその添付書類の写しを送付することが可能との説明を受けている。

3 審査庁の補充主張

法48条2項は、届書類が原則として非公開であることを明らかにしており、これは、届書類には戸籍に記載されない個人の秘密に関する事項が多数記載されているため、その秘密を保持し、かつ、届出人が公開をおもんばかって、正確な記載をちゅうちょすることのないよう配慮する必要上からと解され、届書

類の公開に当たっては、この趣旨を理解し、個人のプライバシー保護の観点から、厳格に取り扱う必要があると解されている。したがって、利害関係人からの請求であっても、届出事件本人のプライバシー保護の要請は、なお存在すると考えられる。

特別な事由があるというためには、戸籍に記載されない事項を確認する場合で、かつ、確認することについて特別の必要性がある場合に限られるものと解され、審査請求人が主張する疑義について、それを客観的に裏付ける証拠がない以上、同項の趣旨には届出人のプライバシーの保護が含まれていることを踏まえると、審査請求人の疑念をもって、法113条による戸籍訂正の前提として、届書類の記載事項を確認する特別の必要性があるとは認めることができず、特別の事由があるとはいえない。

第4 当審査会の判断

1 審理員の審理手続について

(1) 審理員の指名

審査庁は、平成30年3月28日、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、民事局付であるRを指名し、同日付けで、その旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

(2) 審理手続

ア 審理員は、平成30年3月28日、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同年4月18日までに弁明書を提出するよう求めた。

イ 処分庁は、平成30年4月11日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。審理員は、同月19日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同年5月11日までに提出するよう求めた。

ウ 審査請求人は、平成30年5月9日付けで、審理員に対し、反論書及び関係資料を提出した。

エ 審理員は、平成30年5月28日付けで、審理関係人に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同年6月5日である旨を通知した。

オ 審理員は、平成30年6月5日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

以上の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不交付決定の適法性及び妥当性について

(1) 審査関係人の間において、審査請求人が法48条2項の「利害関係人」に該当することについて争いはない。

(2) そこで、本件不交付決定について法48条2項の「特別の事由」があるかどうかについて検討する。

ア 法48条2項は、「利害関係人」に該当する者であったとしても、「特別の事由」がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧又はその記載事項についての証明書の交付（以下「閲覧等」という。）を請求することができる旨を規定している。

このような法48条2項の規定ぶりに加え、そもそも、戸籍制度においては、届書類の記載事項のうち、戸籍謄本等に記載されている事項以外の事項については、届出に係る審査等のための情報にすぎず、公証することを前提としていないこと、それらの事項には個人の秘密に関するものが多数含まれていることなどに照らせば、利害関係人であっても閲覧等をさせることが客観的に見て是非とも必要となるような特段の事情が存在する場合に限ってそれを認めているものと解される。したがって、「特別の事由」とは、審査庁が主張する前記第2の2(1)のとおり、届書類及び添付書類に記載された事項で、届書類等の閲覧又は証明を得なければ判明しないものについて、それを利用しなければ、利害関係人の意図する権利行使ができないような事由に限られるものと解することには相応の合理性があるものと考えられる。そして、そのような事由が存在するというためには、利害関係人の意図する権利行使の必要性について相応の根拠が示されていることを要するとするのが相当である。

イ 以上の見地から、本件交付請求について、「特別の事由」が認められるかどうかを検討する。

この点、審査請求人は、その戸籍に記載されているPの妻の氏名が本国の公的証明書に記載されている氏名と異なっているという疑義があり、その訂正申請のために本件交付請求をした旨主張するが、上記の審査請求人の疑義を裏付けるに足りる客観的な証拠は提出されていない。そのような状況の下においては、審査請求人がその戸籍の訂正請求をするために本件交付請求に及んでいる旨主張しているとしても、かかる戸籍の訂正請求の必要性について相応の根拠が示されているということはできず、「特別の事由」があると認めることはできない。

なお、審査請求人は、届出事件本人や利害関係人の中でも届出事件本人に近い親族に対しては、届出事件本人のプライバシーの保護を図る必要がないと解されているとして、「特別の事由」に関する審理員及び審査庁の判断は誤っている旨主張する。しかし、①戸籍制度は人の親族的身分関係を登録し公証することを目的とし、公証は第一義的に戸籍謄本等の交付によって行われることを想定しているものであること、②届書その他市町村長の受理した書類には個人の秘密に関するものが多数含まれていること、③閲覧等の請求に安易に応じることとすれば、上記①の戸籍制度の趣旨を損なう事態が生じることも考えられることから、「特別の事由」として、利害関係人の親族関係の濃淡を問わず、届書類の閲覧等によりそれを利用しなければその意図する権利行使ができないような事由であってその権利行使の必要性に相応の根拠が示されていることを求めることは、合理性があると考えられる。したがって、審査請求人の上記主張は採用することができない。

さらに、審査請求人は、処分庁が本件婚姻届書にある間違いを他に知られないようB市を指導している、PがPの妻からマインドコントロールを受けている等の事情を挙げて、「特別の事由」が認められる旨主張するが、それらの事情についてその存在を裏付けるような資料は提出されていない上、かかる事情と「特別の事由」との関連も明らかでない。したがって、審査請求人の上記主張は採用することができない。

以上によれば、本件交付請求については、審査請求人から、「特別の事由」に該当し得る事情が示されておらず、これを認めることはできない。

(3) 審査請求人は、本件不交付決定の理由の提示に瑕疵があると主張する。

しかし、本件不交付決定に係る決定書には、その理由として、「交付請求者が戸籍法第48条第2項の要件を満たしていることを確認することができないため」との記載があり、審査請求人が、本件交付請求に関しての「利害関係人」に当たることは明白であることからして、上記記載が、法48条2項の要件のうち「特別の事由」が存在することを認めることができないことを意味することは明らかであり、本件不交付決定の理由の提示に瑕疵があるとは認められない。

3 結論

したがって、本件不交付決定に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	小	早	川	郎
委	員	山	田	光	博